



村 千鶴子 Mura Chizuko 東京経済大学現代法学部教授・弁護士 日本消費者法学会理事
専門は契約法、消費者法。国民生活センター消費者判例情報評価委員会、経済産業省消費経済審議会、東京都消費者被害救済委員会などの委員を務める。著書に「Q&A 消費生活相談の基礎知識－知っておきたい民事のルール」(ぎょうせい)、「誌上法学講座－特定商取引法を学ぶ－」(国民生活センター)ほか多数。

典型契約

1 はじめに

民法では、13種類の契約について定めています。この13種類の契約のことを「**典型契約**」といいます。今回からは、民法では「契約」についてのどのような規律を設けているか、特に消費生活でよく利用されているタイプの契約を中心に取り上げることにします。

「契約」をテーマにする第1回目の今回は、民法における「典型契約」の意味や存在意義、概要について説明します。引き続き、次回からは身近な契約を中心に、順に取り上げることにします。

2 契約の考え方の基本

民法の契約に関する考え方の基本は、「**契約自由の原則**」というものです。契約自由の原則については、すでに民法の基本原則で説明しましたが、ここで改めて整理しておきましょう。契約自由の原則は、次の4点に整理されます。

- 契約締結の自由
- 契約相手を選ぶ自由
- 契約内容の自由
- 契約の様式の自由

契約内容の自由とは、どのような内容や条件の契約を締結するかは、契約を締結しようとする当事者の双方が協議をして納得のうえで合意をしたものであればよい、という考え方です。

当事者間で合意された内容は、原則として契約内容となります。契約当事者双方は、合意した内容を守る義務を負うことになるわけです。

このことから、民法では、どのような契約を締結するかについては、原則として当事者間の自由に委ねていることが分かります。どのような内容の契約を締結するかは、当事者間で協議して自由に決めることができるのであれば、わざわざ民法で個別的な契約についての規律を設ける必要はないのではないかという疑問を持つ人もいるのではないのでしょうか(契約問題を考えるときには、契約当事者がどのような合意をしていたかを基準にして考えればよいのですから)。それにもかかわらず、なぜ典型契約の規律があるのでしょうか。ごく身近な契約を例にとりて考えてみましょう。

3 典型契約の規律がある理由

私たちが日常的に利用している契約にスーパーマーケットなどでの買い物があります。買い物をするときには私たちは、どのように契約しているか振り返ってみましょう。スーパーで袋入りの果物を購入したところ、中に入っていた数個の果物が傷んでいて食べられなかった場合を考えてみましょう。消費者が、スーパーで買い物をする場合に、「中のものが傷んでいた場合には、こういう取り扱いにする」購入した商品



が故障していたら、これこれこういう扱いにする]などということ、いちいち協議をして取り決めているでしょうか。日頃の買い物では、購入する商品の特定と価格については明確な合意をしています。しかし、それ以外の細かいことについては、いちいち協議をしたり取り決めたりしていないことが少なくありません。スーパーでの買い物では、いちいち契約内容について細かな契約条項を定めて契約書を作成したりはしていません。

では、買い物するときに予想もしていなかった事態が発生した場合にはどのように解決したらよいのでしょうか。私人の間で起こった紛争については、双方で話し合って解決することが基本です。スーパーと消費者との間で話し合って、双方ともに相手の立場や言い分を十分聞き尊重し合い、双方が納得できる解決ができれば理想的です。しかし、契約問題では、売り手と買い手の利害は対立するので、お互いに自分の立場にこだわると、話し合いによっては解決できない場合が起こり得ます。

話し合いで解決できない場合には、法治国家では国が最終的な解決手段として裁判制度を用意しています。民事紛争については、民事裁判で解決するという最終手段を利用できます。裁判では、当事者間の契約内容を基準に、具体的な紛争への当てはめをして結論を出します。そうすると、当事者間での合意がない問題に関して紛争が起こった場合には、裁判所も判断できないという困ったことが起こります。

そこで、当事者間に取り決めがない場合に判断基準として用いるために、典型契約に関する規律が定められているのです。典型契約に関する紛争で、当事者間で契約時に決めていない内容にかかわるトラブルが発生している場合には、裁判官は、民法の典型契約に関する規律に基づいて判断します。当事者間にこまごまとした取り決めがなくても、紛争は解決することができるわけです。民法のこのような機能から、民法

は裁判規範であるといわれています。

4 典型契約の意味

典型契約とは、民法で定められている契約という意味です。典型契約は、民法上の名称があるという意味から、別名「**有名契約**」ともいいます。

契約当事者間で合意ができれば、典型契約には該当しない内容の契約を締結することも自由です。典型契約には該当しない契約のことを典型契約との対比で、**非典型契約**といえます。有名契約と対比させて別名「**無名契約**」ともいいます。

典型契約と有名契約とは同じ意味です。非典型契約と無名契約は同じ意味です。

ただ、民法の教科書や判例などを見ていると、典型契約という用語を使っているからといって、典型契約に該当しない契約のことを対比させて非典型契約といっているとは限らないので、注意が必要です。民法上の規定がある契約を典型契約といいながら、民法上に規定がない契約を無名契約と呼んでいる例も見受けられます。

例えば、消費者契約法9条1号の平均的損害をめぐる私立大学の学納金返還請求に関する最高裁判決では、私立大学の入学契約は典型契約ではないと判断しましたが、非典型契約とは表現せず、無名契約であると表現しています。

5 任意規定としての機能

典型契約に関する定めは、当事者間に合意がない場合に裁判規範として使うためのものです。したがって、当事者間に合意があれば、合意が優先されます。このように当事者間の合意を補完するという機能を果たす規定のことを任意規定といえます。

民法の条文には、任意規定と強行規定の2種類があります。強行規定は、任意規定とは異なり、当事者間の合意によって変更することは認められません。強行規定に反する当事者間の特約は無効とされます。民法総則や物権法の大部分は強行規定です。

消費者契約トラブルでは、契約書の内容が民法の規定と違う内容となっている場合が見受けられます。民法の規定と違うことに気がついた契約の一方当事者(多くの場合は消費者)が「この契約書の記述内容は民法の条文と違うから違法だ。相手は悪質だ」と怒る場合がありますが、民法の観点からすればこの指摘は間違いです。契約に関する規律は、当事者双方の合意がない場合に、合意を補完して紛争を解決するために設けられているものです。したがって、当事者間に民法上の規定とは異なる合意がある場合には合意が優先し、合意があれば補完的な機能の条文は出番がないわけです。

6 消費者契約法との関係

ただし、消費者契約の場合には、任意規定が別の観点からより重要な意味を持ちます。消費者契約法10条では「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」と定めています。「公の秩序に関しない規定」とは、任意規定のことです。

消費者契約の場合には、当事者間に合意がなされていた場合であっても、「民法、商法その他の法律の任意規定の適用による場合に比べて、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」であることに加えて、その程度が「民法第一条第二項に規定する基本原則(信義誠実の原則)に反して消費者の利益を一方的に害する」という条件も満たしている場合には、その条項は無効とされます。

消費者契約法においては、民法の任意規定が、不当条項に該当するかどうかの判断基準の1つとなっているわけです。したがって、消費者契約法を活用するためには、民法の任意規定の内容を理解していることが必要です。

7 典型契約の種類

民法では、13種類の契約を典型契約として定めています。教科書などでは、この13種類が日常生活でよく利用されている契約だから、と説明されることが普通です。

ただし、私たちの普段の暮らしを振り返ってみると、典型契約の中には聞いたこともない種類の契約が混じっています。例えば、終身定期金契約は、ほとんどの人は聞いたことがないと思います。法律専門家の弁護士の中でも、自分の業務で終身定期金契約を取り扱ったという人はあまりいないのが現実です。

このように、13種類の典型契約のすべての契約が日本の消費者にとって身近なものというわけではありません。それは、現行の日本民法がどのように制定されたのか、という歴史的な事情によります。現行民法は、1896(明治29)年に制定されました。制定に当たって日本政府は立法担当者らにドイツ民法とフランス民法を研究させたうえで、ドイツ民法とフランス民法を参考に民法典を編纂しました。当時の日本国内での取引実態を踏まえて民法典として編纂したわけではないのです。日本政府が民法典を制定した目的が、当時の先進諸国であるヨーロッパ並みの市民法を導入している国であることを国際的にプレゼンするためだったからといわれています。具体的にいえば、不平等条約を撤廃して対等な国際貿易ができることをめざしたものでしたのです。そのために、日本国内で日本人がどのような契約生活をしているかということよりも、ヨーロッパと同等の契約法理を導入することが重要視されたわけです。このような事情があるためか、日本では活用されていない契約類型も、フランスやドイツでは典型的とされていたものは典型契約として導入されたという事情があるようです。

以下に13種類の契約をジャンル別に分けて、それぞれの違いについても簡単に紹介しましょう。



(1) 財産権を譲渡するタイプの契約

贈与、売買、交換の3種類です。**贈与**とは、無償で財産権を譲渡する契約です。お中元やお歳暮、バレンタインデー・母の日・父の日・誕生日・クリスマス・いろいろなお祝いごとの際のプレゼントなどが、贈与の典型例です。

売買とは、金銭で対価を支払うことを約束して財産権の譲渡をするものです。普段の買い物はすべて売買です。食品・衣類・生活雑貨・家電製品などの生活必需品・土地や建物などの購入などが、売買に当たります。現代社会で、最も頻りに利用されている契約です。

交換とは、物々交換のことです。

歴史的な研究では、取引の原型は贈与だとするものがあります。文化人類学では「ポトラッチ」という贈与が交易の最初の形態だったとされています。経済取引の発展の観点からは、当初は自給自足だったものが、生産力が高まり余剰生産物が出てくると相互に余剰生産物を交換する交換経済に発展し、さらに貨幣経済に移行すると交換から売買が取引の中心に移行したと説明されます。このようにどの取引が最も基本的な取引なのかは、時代とともに変化してきました。貨幣経済が成熟した現代社会では売買が最も基本的な契約となっています。

(2) 貸すタイプの契約

消費貸借、賃貸借、使用貸借の3種類です。

消費貸借とは、借りたものは消費してしまい、借りたものと同等のものを返還するものをいいます。かつての下町などでは日常的だったといわれるお米・みそ・しょうゆなどの貸し借りは消費貸借の典型例です。貸してもらったお米は炊いて食べてしまって、同等のお米を返すわけです。現代社会では、キャッシング、ローンなどのように金銭消費貸借が日常的な取引になっています。借りたお金は必要に応じて使ってしまう、借りたのと同等のお金を返すわけです。金銭消費貸借には、利息が付くものと利息が付かないものがあります。銀行や消費者金融業

者など、事業者から借りる場合には契約で、利息が決められているのが普通です。

賃貸借は、賃料を支払って借りる契約です。各種のレンタル契約、賃貸住宅などが典型例です。宅地建物の賃貸借契約の場合には、民法だけではなく借地借家法の適用があるので、借地借家法の知識が必要になります。

使用貸借は、無償で借りる契約です。友人同士や親族など、事業者と消費者といったビジネスライクな関係ではなく、なんらかの特別な人間関係がある場合に利用されることが多い契約です。

(3) 労務を提供するタイプの契約

雇用、請負、委任・準委任の3種類です。準委任には委任の規定が準用されています。委任と準委任はひとまとめにして考えて差し支えありません。委任は法律事務の委託を意味します。法律事務以外の事務の委託を準委任といいます。

雇用は、給料を支払って労働者を雇う契約です。雇用主が指揮命令する立場に立ちます。

請負は、仕事の完成に対して対価を支払う契約です。建物の建築請負契約が典型です。

委任・準委任は、プロに事務を委託して任せられるもので、結果については確約できないものを指します。病気になって病院で治療をしてもらうのは、準委任契約に当たります。病院では医療の専門家が病状に応じて治療をしますが、完治することは約束できません。患者の体力がなかったり、病気が大変重い場合には、治療をしても治らない場合があります。たとえ、病気が治らなかったとしても原則として債務不履行には該当しません。

(4) その他

以上の分類には当てはまらないものです。

寄託、組合、終身定期金、和解の4種類です。

寄託とは、物を預かって保管する契約、**組合**は組合員全員で組合を作る契約、**和解**は紛争を相互に譲歩して話し合って解決する契約です。

今回は、売買契約を取り上げます。